

## 潟上市総合発展計画庁内策定体制に関する要綱

平成17年 4 月22日

訓令第45号

**改正** 平成19年 3 月12日訓令第 4 号

平成20年 4 月 1 日訓令第 5 号

平成21年 3 月25日訓令第 7 号

平成22年 3 月30日訓令第10号

(目的)

**第 1 条** この訓令は、潟上市総合発展計画（以下「総合発展計画」という。）の庁内策定事務を能率的かつ円滑に推進するため、その策定体制について定めることを目的とする。

(総合発展計画政策会議)

**第 2 条** 総合発展計画政策会議（以下「政策会議」という。）は、計画策定の意思決定機関として計画全般について審議する。

2 政策会議は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 総合発展計画の基本方針及び基本構想、基本計画、実施計画に関すること。
- (2) 総合発展計画に係る重要事項の決定に関すること。
- (3) その他総合発展計画策定について必要と認める事項

3 政策会議は、市長、副市長、教育長及び部長待遇にある職員をもって構成する。

4 政策会議は、市長が招集し、総務部長がその運営に当たる。

5 市長は、必要があると認めるときは、関係する職員を政策会議に出席させることができる。

(総合発展計画策定委員会)

**第 3 条** 総合発展計画について調査・協議を行うため、総合計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）を設置する。

2 策定委員会は、次の各号に掲げる事項を処理する。

- (1) 総合発展計画素案の調査又は協議に関すること。
- (2) その他総合発展計画策定について必要と認める事項

3 策定委員会は、別表 1 に掲げる職にある者をもって構成し、市長が委嘱する。

4 策定委員会に委員長 1 人、副委員長 1 人、事務局長 1 人を置き、委員長には総務部長を、副委員長には財政課長を、事務局長には企画政策課長をもって充てる。

- 5 策定委員会の会議は、委員長が招集し、議長となる。
- 6 委員長は、必要があると認めるときは、関係する職員を策定委員会に出席させることができる。

(基本計画素案作成部会)

**第4条** 各課等が分担する施策分野に係る基本計画素案の作成や資料収集を行うため、基本計画素案作成部会（以下「作成部会」という。）を設置する。

- 2 作成部会は、次の各号に掲げる事項を処理する。
  - (1) 各課等が分担する施策分野に係る基本計画素案の作成に関すること。
  - (2) 担当する事務事業の資料収集に関すること。
  - (3) その他総合発展計画の作成に関し必要な事項
- 3 作成部会は、各課の班長で構成し、市長が委嘱する。ただし、班長が配置されていない場合は、担当課長が指名した者をもってあてる。
- 4 作成部会の種類及び所掌事項は、別表2のとおりとする。
- 5 各部会に部会長1人、副部会長1人、書記1人を置き、役員は、担当する部長が指名する。
- 6 作成部会の会議は、部会長が招集し、議長となる。
- 7 部会長は、必要があると認めるときは、関係する職員を部会に出席させることができる。
- 8 部会長は、各部会での調整が必要と認めた場合は、部会長間で協議し、合同会議を開催することができる。

(庶務)

**第5条** 政策会議等の庶務は、総務部企画政策課において処理する。

(その他)

**第6条** この訓令に定めるもののほか、総合発展計画に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成17年4月22日から施行する。

附 則（平成19年3月12日訓令第4号）

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年4月1日訓令第5号）

この訓令は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成21年 3 月25日訓令第 7 号）

この訓令は、平成21年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成22年 3 月30日訓令第10号）

この訓令は、平成22年 4 月 1 日から施行する。

別表 1（第 3 条関係）

役職名	職 名			
委員長	総務部長			
副委員長	財政課長			
委 員	総務課長	活性化推進 室長	税務課長	市民課長
	生活環境課長	総合窓口 センター長	追分出張所長	社会福祉課長
	高齢福祉課長	健康推進課長	産業課長	都市建設課長
	上下水道課長	会計課長	総務学事課長	幼児教育課長
	生涯学習課長	議会事務局 次長	農業委員会 事務局長	
事務局長	企画政策課長			

別表 2（第 4 条関係）

委員会名	所掌事項
総務企画部会	総務部、議会事務局、会計課の所掌事項
市民生活部会	市民生活部の所掌事項
福祉保健部会	福祉保健部の所掌事項
産業建設部会	産業建設部、水道局、農業委員会の所掌事項
教育部会	教育委員会の所掌事項